

放課後等デイサービス等を利用する児童が新型コロナウイルスの影響で事業所を欠席する場合の取扱いについて

1. 対象サービス

児童発達支援、放課後等デイサービス

2. 対象児童

新型コロナウイルス感染症を予防するため保護者から欠席の連絡を受けた児童

3. 報酬算定について

保護者から事業所に新型コロナウイルス感染症の予防のため欠席の連絡があり、欠席した日に事業所が居宅への訪問、電話等で児童の健康管理や相談 支援などの可能な範囲での支援の提供を行った場合、加算を含めた報酬の算定を可能とする。

ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」「欠席時対応加算」等については算定できない。

なお、欠席した場合の支援内容について、個別支援計画に定め、あらかじめ保護者に対し丁寧な説明を行うこと。また、欠席時に支援を行った場合は、通常どおりの利用者負担額が発生することも説明し、保護者から同意を得ること。

4. 支援内容の記録について

欠席した日に居宅への訪問、電話等で支援を行った場合は、サービス提供記録に支援内容等を記録すること。

また、国保連請求の際は、実績記録票の備考欄に支援内容を簡潔に入力したうえで請求すること。

(例) 電話連絡による支援 / 訪問による支援 等

5. 月の支給量について

欠席した日に支援を行った場合は、月の支給量を超えて支援は行えない。

6. その他

本取扱いの対象者は、上尾市で支給決定を受けている利用者に限ります。